

重層的支援体制整備事業推進員について

1 概要

重層的支援体制整備事業は、近年の社会課題に対応するため複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備を行うものです。

この事業において、各部課等での重要な役割を担う「重層事業推進員」(以下「推進員」という)を配置し、より効率的かつ効果的な支援体制を整備する必要があるため、関係課に推進員の配置をお願いするものです。

2 対象課

寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱別表に定める各部課等

危機管理部	監察課、消費生活センター
市民サービス部	市民サービス部(総務・窓口・広聴担当)、市民サービス部(徴収・納付担当)
市民活動部	市民活動振興室
環境部	環境総務課
健康部	保健総務課、保健予防課、健康づくり推進課
福祉部	福祉総務課、保護課、高齢介護室、障害福祉課
こども部	こどもを守る課、子育て支援課、子育てリフレッシュ館、保育課
上下水道局	経営総務課
教育委員会事務局	学務課、教育指導課、社会教育推進課

3 重層事業推進員の役割

① 相談案件の選別・支援補助

各部課等の窓口で受けた相談の中で、複合的な支援が必要な「重層ケース」となるかどうかの判断を行い、必要に応じて他職員と連携しながら支援を行います。

② 重層的支援会議への参加

重層的支援会議に参加し、支援方針の決定や関連する課題解決に向けた議論に加わります。

③ 担当者会議への参加

事業の改善や要望、意見交換を目的とした「担当者会議」に参加し、各課との情報共有や事業の改善提案を行います。

(参考) 寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱第5条

(重層的支援体制整備事業推進員)	
第5条	第2条に規定する事務の円滑な遂行を図るため、別表に定める寝屋川市の各部課等に、重層的支援体制整備事業推進員(以下この条において「推進員」という。)を置く。
2	推進員は、各委員(前条第2項の委員を除く。)がそれぞれ当該部課等の係長その他の職員のうちから指名する者をもって充てる。
3	推進員は、委員の事務を補助するとともに、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、当該部課等における実務の中核としての役割を担うものとする。